

## 入間市総合計画審議会条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
(庶務) 第10条 審議会の庶務は、 <u>企画部企画課</u> __において処理する。	(庶務) 第10条 審議会の庶務は、 <u>企画部企画課政策推進</u> <u>室</u> において処理する。

## ジョンソン基地跡地利用計画審議会条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>企画部企画課</u> __において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>企画部企画課政策推進</u> <u>室</u> において処理する。

## 入間市行政改革推進委員会条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現 行
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>企画部デジタル行政推</u> <u>進課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>企画部企画課</u> __において処理する。

## 入間市男女共同参画推進センター条例新旧対照表（第4条関係）

改正案	現 行
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）
施設名	施設名
会議室、子ども室（授乳コーナーを含む。）、資 料閲覧室____、相談室1、相談室2、相 談室3	会議室、子ども室（授乳コーナーを含む。）、資 料閲覧室、 <u>展示交流室</u> 、相談室1、相談室2、相 談室3

## 入間市消費生活センター条例新旧対照表（第5条関係）

改正案	現 行
(名称及び位置) 第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次 のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次 のとおりとする。

名称	位置	名称	位置
入間市消費生活センター	入間市豊岡四丁目2番 2号	入間市消費生活センター	入間市豊岡一丁目16 番1号

入間市地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営協議会条例新旧対照表  
(第6条関係)

改正案	現行
(庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>福祉部高齢者支援課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>健康推進部介護保険課</u> において処理する。

入間市環境審議会条例新旧対照表 (第7条関係)

改正案	現行
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>環境経済部エコ・クリ ーン政策課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>環境経済部環境課</u> _____において処理する。

入間市産業廃棄物処理施設の設置等に係る周辺環境の保全に関する条例新旧対照表  
(第8条関係)

改正案	現行
(庶務) 第29条 審査会の庶務は、 <u>環境経済部生活環境課</u> において処理する。	(庶務) 第29条 審査会の庶務は、 <u>環境経済部環境課</u> _____において処理する。

入間市ラブホテルの建築規制に関する条例新旧対照表 (第9条関係)

改正案	現行
(庶務) 第15条 審査会の庶務は、 <u>環境経済部生活環境課</u> _____において処理する。	(庶務) 第15条 審査会の庶務は、 <u>環境経済部環境課</u> _____において処理する。

入間市廃棄物減量等推進審議会条例新旧対照表（第10条関係）

改正案	現 行
<p>(庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>環境経済部エコ・クリーン政策課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>環境経済部総合クリーンセンター</u>において処理する。</p>

入間市空家等対策協議会条例新旧対照表（第11条関係）

改正案	現 行
<p>(庶務) 第9条 協議会の庶務は、<u>都市整備部都市計画課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第9条 協議会の庶務は、<u>危機管理課</u>において処理する。</p>